

第12回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成22年11月2日(火) 15:00～16:30
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 委員 宮本委員長、市川委員、岡原委員、小澤委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

8月18日に開催した第11回委員会において課題事項となった案件の助成対象について再審議を行い、その後、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社から経営努力要件適合性の認定申請を受けている下記の5件に関して、経営努力要件適合性について審議を行った。

〔議事〕

(1) 審議事項

第11回委員会からの課題事項

〔議題1〕「防雪林の低密度化」における助成対象の整理

新たな審議案件

〔議題2〕 地元及び関係機関との協議による横断構造物(カルバートボックス)の見直し

〔議題3〕 関係機関との協議による橋梁構造から盛土構造への見直し

〔議題4〕 関係機関との協議による料金所管理用道路の計画の見直し

〔議題5〕 地元との協議による人道カルバートボックスの統合(廃止)

〔議題6〕 関係機関との協議による橋梁形式の見直し

議題1については、樹林密度 3,500 本/ha と 1,400 本/ha の差を助成対象とする。

主な意見は以下のとおり。

・これまでの植樹の経験を踏まえると、低密度化を検討するにあたり 6,000 本/ha から 3,500 本/ha にする部分は過去の知見から導けると考えられる。(委員)

・当初計画は従来どおりの 6,000 本/ha をベースに評価する考え方がある一方で、今の時点では 1,400 本/ha での植樹は育成途中であることも勘案して、3,500 本/ha をベースに評価することも理解できる。(委員)

議題2～6について、運用指針に定める経営努力要件は認められるが、「運用指針第二条 -イ」による努力案件(以下協議案件)は、過去に認定したものも含めてその評価基準について次回以降の委員会において再度審議することとする。

主な意見は以下のとおり。

・今後どうするのかという議論をするにあたっては、これまで認めてきたものも全部含めて、どういうルールが

いいのかをきちんと議論すべき。(委員)

- ・過去に認定した協議案件についても、見方が変わった場合は協議案件以外のカテゴリーとして見直すことも選択肢としてありうる。(委員)
- ・判断基準の根拠を明確にすることが、道路ユーザーへのアカウントビリティとして求められている。(委員)
- ・案件によって考慮すべき点があることから、評価基準を考えるにあたり、協議の程度や技術的な問題、協議相手などを尺度として整理してもらいたい。(委員)
- ・事業の計画や設計が進む中で当初計画の時点を整理することと、関係機関との協議が整った上での当初計画を比較するのが自然なのではということも評価基準の検討では考慮すべき。(委員)

以 上